

A重油購入単価契約 仕様書

購入予定数量	29,000リットル なお、当該数量は見込み値であり、この数量を保証するものではない。
納入場所	校舎棟地下タンク 1 基（容量4,500リットル）
納入方法	（１）校地内の通路が狭いため、小型ローリー車による給油とする。 （２）発注者は納入日の２日前までに納入日時を受注者に指示するものとする。
代金の支払方法	代金の支払は１か月ごとの精算払とする。
変更契約の取扱い	<p>市場価格の変動等の事由により、契約単価の変更が必要であると認められる場合の取扱いは、次によるものとする。</p> <p>（１）前回契約価格決定時の指標価格（山形県会計局会計課が契約する燃料油類のうちのA重油の単価で、消費税及び地方消費税を含まない価格をいう。以下同じ。）と当月下旬に公表される翌月の指標価格に２円以上の変動があった場合は、受注者又は発注者から協議の申し出を行うことができる。</p> <p>（２）変更契約額（増減額）は、前回契約価格決定時の指標価格と当月下旬に公表される翌月の指標価格の価格差額とし、変更契約額（増減額）の算定においては指標価格の増減額の小数点第２位を四捨五入するものとする。</p> <p>（３）入札時の指標価格と当初契約額の価格差は、変更時の指標価格と変更後契約額の価格差においても維持することとし、同額（端数処理による誤差を除く。）とする。</p> <p>（４）契約変更による変更後契約額の適用開始日は、協議の申し出があった日の翌月（協議の申し出があった日が月の初日であるときは、その属する月）１日とする。</p> <p>（５）前（１）から（４）によりがたい特別の事情がある場合は、別途協議を行うものとする。</p>
その他	発注者から、燃料の石油製品成分分析表の提出を求められたときは、これに応じて提出すること。